

宇治市・越前市・大津市「紫式部ゆかりの地」広域周遊促進事業実施業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、紫式部ゆかりの地である京都府宇治市、福井県越前市、滋賀県大津市の3市にまたがる広域周遊促進事業を実施することで、3市への相互的な誘客及び周遊促進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇治市・越前市・大津市「紫式部ゆかりの地」広域周遊促進事業実施業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 契約上限額

3,500,000円(税込み)

注 参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令和5年8月31日から契約締結までの期間において、宇治市、越前市及び大津市のいずれからも指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び宇治市、越前市、大津市分(支店、営業所等が3市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 平成30年度以降において、国、地方公共団体、観光協会等が実施する観光に関する広域周遊促進事業実施業務（1自治体のエリア内で実施した業務も含む。）を受注した実績を有すること。ただし、参加表明書の提出期限までに業務が完了したものに限り。

4 説明会

説明会は開催しない。本要領及び仕様書をもってこれにかえる。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和5年9月7日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）により、メールで提出すること。

指定の方法以外で提出された質問に対しては、回答しない場合がある。

<提出先 E メールアドレス>

・宇治市産業観光部観光振興課

kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

- ・紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市ブランド戦略課内）
brand@city.echizen.lg.jp
- ・大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局（大津市観光振興課）
otsu1604@city.otsu.lg.jp

(3) 回答日 令和5年9月12日（火）

(4) 回答方法 メールでの回答と合わせて、ホームページ上で公表する。

6 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数（3部）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

※業務実績調書に記載した実績の内容が分かる契約書等を可能な限り添付すること。

エ 業務の実施体制（様式第4号）

オ 登記簿謄本（全部事項証明書）

カ 納税証明書（未納のないことがわかる証明）

「3. 参加要件（3）」に示す市町村税、消費税及び地方消費税

※提出が必要となる市町村税納税証明書について

・本店所在地分

・宇治市、越前市、大津市分（支店、営業所等が3市に存する場合に限る。）

(2) 書類記載上の注意事項

ア 参加表明書には、担当者氏名及び連絡先（電話番号、Eメールアドレス）を必ず明記すること。

イ 業務実績調書には、参加表明書提出期限までに完了したものを記載すること。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年9月15日（金）17時00分まで（必着）

イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会（越前市ブランド戦略課内）

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7

TEL 0778-22-3016

ウ 提出方法 持参又は郵送

注 郵送にあたっては、簡易書留又は特定記録郵便等、配達日時及び配達されたことを証明できる方法によることとする。

指定の方法以外で提出された場合には、受領しない。

なお、各書類のデータを以下に指定する E メールアドレス (3 カ所) 宛にあわせて送付すること。

<E メールアドレス>

- ・宇治市産業観光部観光振興課
kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- ・紫式部プロジェクト推進協議会事務局 (越前市ブランド戦略課内)
brand@city.echizen.lg.jp
- ・大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局 (大津市観光振興課)
otsu1604@city.otsu.lg.jp

7 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類及び提出書類

- ア 企画提案書 (様式第 5 号) 原本 1 部
- イ 企画提案 (任意様式) 原本 1 部、副本 5 部
※副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。
- ウ 再委託調書 (様式第 7 号) ※再委託する場合のみ
- エ 工程表 (任意様式)
- オ 参考見積書 (任意様式)

(2) 書類記載上の注意事項

- ア 企画提案 (任意様式) は別紙仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。
 - ・会社概要及び事業実績
 - ・実施スケジュール
 - ・実施体制
 - ・仕様書に記載の業務目的及び業務方針を踏まえた上で、仕様書「6 業務内容」に沿った企画提案
 - ・業務に係る事業費積算内訳
- イ 仕様書に示す内容の実現について、具体的に示すこと。仕様書の内容を超えるもの、より効果的な別の仕様が実現可能な場合は、それらの内容についても明記すること。
- ウ 作成にあたっては、専門的な知識を持たないものでも理解のできるように作成すること。
- エ 企画提案時に用いる企画提案 (任意様式) については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年10月3日(火) 17時00分まで(必着)
イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会(越前市ブランド戦略課内)
ウ 提出方法 持参又は郵送

注 郵送にあたっては、簡易書留又は特定記録郵便等配達日時及び配達されたことを証明できる方法によることとする。
指定の方法以外で提出され場合には、受領しない。

なお、各書類のデータを以下に指定するEメールアドレス(3カ所)宛にあわせて送付すること。

<Eメールアドレス>

- ・宇治市産業観光部観光振興課
kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- ・紫式部プロジェクト推進協議会事務局(越前市ブランド戦略課内)
brand@city.echizen.lg.jp
- ・大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会事務局(大津市観光振興課)
otsu1604@city.otsu.lg.jp

8 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

ヒアリング及びプレゼンテーションは次の日程、方法により実施する。

実施日 令和5年10月10日(火) 予定

実施方法 オンラインにより実施する。

詳細については、参加要件確認審査の結果とあわせて通知する。

9 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 参加要件確認審査

本要領「3. 参加要件」に掲げる各要件を満たしているかを確認し、要件を満たす者を選定する。

結果通知日 令和5年9月22日(金) 予定

(2) 企画提案審査

企画提案書についてのヒアリング等を実施し、(3)に示す審査基準に基づいて提案内容、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容を評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和5年10月10日(火) 予定※オンラインでの実施を予定

1者当たりの持ち時間は15分程度とする。その後、10分間程度の質疑応答を実施

する。

(3) 審査基準及び配点

別紙、審査基準及び配点表のとおり

(4) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が総配点の60%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

また、企画提案事業者が1者の場合、企画提案審査を実施し総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

10 審査結果の通知

(1) 参加要件確認審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、(2) 企画提案審査を実施する旨を通知する。

結果通知日 令和5年9月22日(金)

(2) 企画提案審査

審査結果を書面により通知する。

11 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。

なお、契約保証金は免除する。また、前払いは行わない。

12 企画提案書の無効(失格事項)

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 提案者が虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

13 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用することはない。

- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。

1.4 日程

公示	令和5年8月31日(木)
質問受付締め切り	令和5年9月7日(木) 17時まで
質問回答	令和5年9月12日(火)
参加表明書の受付締め切り	令和5年9月15日(金) 17時まで
参加要件確認審査結果通知	令和5年9月22日(金)
企画提案書等受付締め切り	令和5年10月3日(火) 17時まで
企画提案審査	令和5年10月10日(火)
結果通知	令和5年10月13日(金)
契約締結	令和5年10月下旬予定

**宇治市・越前市・大津市（紫式部ゆかりの地）広域周遊促進事業実施業務
審査基準及び配点表**

	評価項目	配点
価格評価	・ 5 点 × （最安価格 / 提案価格） ※ 小数点以下切捨て	5
業務実績	・ 過去の実績が豊富であるか。	5
趣旨・目的	・ 目的や業務方針を十分に理解した企画提案であるか。	10
実施計画	・ 企画から実施準備、事業運営までのスケジュールが具体的であり、実現可能な計画であるか。	10
実施体制	・ 組織体制や人員配置は適切か。 ・ 業務に関わる人員は実績やノウハウを十分持っているか。 ・ 発注者と受注者との役割分担は明確か。	5
企画内容	・ 目的を達成するために効果的と思われる周遊促進事業が提案されているか。 ・ ターゲットや目標参加者数、実施期間が適切に設定されているか。 ・ 自社の強みやノウハウを生かした独自の提案となっているか。	15
周遊スポットの設定	・ それぞれの市の観光資源や魅力を十分に理解したスポット設定となっているか。 ・ 周遊スポットや各市での移動手段、所要時間の設定について、現実的であり、かつ、市内周遊が期待できる設定となっているか。	10
参加特典や記念品等の設定	・ 3市すべてを周遊したくなるような工夫した特典や記念品等の設定が提案されているか。 ・ 参加特典等について自社の強みやノウハウを生かした独自の提案があるか。	10
周遊ツール	・ 制作する周遊ツール自体が参加を促すような効果的な内容となっているか。 ・ 周遊ツールを目にした人に3市の情報や魅力が伝わる内容となっているか。 ・ 制作部数は適切か。	15
プロモーション	・ 広報物等の配布や情報発信用素材等の準備以外にも、PR 施策等が提案され、積極的にプロモーションする姿勢があるか。	15
		100